

いしかり 「防火」 通信

住宅用火災警報器の設置・点検していますか？

石狩市では既存の住宅を含め、平成 20 年 6 月 1 日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。今月号では住宅用火災警報器についてご紹介します。



住宅用火災警報器って何？

火災が発生した際、「**熱や煙**」を感知して「**音や音声**」で火災の発生をおしえてくれます。インターネットやホームセンターなどで購入することができます。標準的なもの（約 2,000 円）からいろいろな機能（次ページに記載）を備えたもの（約 20,000 円）まで様々なものが販売されています。



どこに設置するの？



石狩市では「**台所**」、「**就寝室**」、「**階段室（上階に就寝室がある場合）**」への設置が必要です。（住宅用火災警報器については「**火災予防条例**」で定められていることから設置場所を含めた詳細については各市町村で異なることがあります。）

「台所」には「**熱式感知器**」を（誤作動を防ぐため）、「就寝室」「階段室」には「**煙式感知器**」の設置を推奨しています。

あって良かった住宅用火災警報器！ 実際の事例

事例 1：たばこの不始末により寝具が燃え、発生した煙を住宅用火災警報器が感知し警報音を鳴らした。この警報音と煙に屋外にいた関係者が気付き 119 番通報を行った。

事例 2：居住者がガスコンロで煮物をしていたことを忘れ、発煙し、台所の住宅用火災警報器が鳴動。居住者本人が異常に気付き、ガスコンロの火を消すことが出来たため火災に至らなかった。

感知器にはいろいろな機能を備えたものがあります

① 単独型

火災を感知した住宅用火災警報器だけが「音や音声」で火災を知らせます。

(例：鍋から出火、台所の住宅用火災警報器のみが鳴動。)

② 連動型

火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器が「音や音声」で火災を知らせます。

(例：子供部屋でいたずらにより出火した場合、子供部屋だけでなく、連動設定を行っている部屋でも鳴動することで、家の中に居る人みんなが火災に気づくことができます。)

③ 補助警報装置

※高齢者の方や目や耳の不自由な方には、音や光の出る補助警報装置の増設をおすすめします。



↑臭いで知らせるタイプ



光で知らせるタイプ→



←振動、文字、光で知らせるタイプ

いざという時にしっかり作動するように、
半年に1回程度を目安に定期的に点検しましょう。



警報器のボタンを押したり、紐を引っ張ると音や音声で点検結果を知らせてくれます。
鳴らない場合は、電池がしっかりセットされているか、電池切れはないかを確認しましょう。

10年たったら、とりカエル



住宅用火災警報器は、古いものだと電子部品の寿命や電池切れなどで熱や煙を感知しなくなることがあります。取り替えの目安は**10年**です。
石狩市では義務化から10年以上が経過しています。
今一度設置時期を確認し、点検や交換をお願いします。

※設置場所を含め、住宅用火災警報器についてご不明な点がございましたら、石狩消防署予防課までお問い合わせください。

発行：石狩消防署予防課

〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3

Tel 0133-74-7165

Fax 0133-74-9814



ホームページ



ツイッター